

志布志市国民健康保険 子育て世帯支援給付金のご案内



本市では、国において実施される未就学児の国民健康保険税(以下「国保税」といいます。)の軽減措置と合わせて、更なる子育て世帯への支援の一環として、国保税のうち未就学児に係る均等割額分を子育て世帯支援給付金として支給します。

○対象となる方

令和8年7月1日において、令和2年4月2日から令和8年7月1日までに生まれた市国保の被保険者(以下「対象被保険者」といいます。)がいる世帯で、令和8年度分の国保税の納付を要する世帯の世帯主

○支援給付金の額

国保税の均等割額の年額(軽減世帯(※注1)は、軽減後の年額)

【算定方法】対象被保険者一人当たりの額×世帯の対象被保険者(未就学児)の人数

【対象被保険者一人当たりの額】

未就学児: 令和2年4月2日から令和8年7月1日までに生まれた国保被保険者(※注2)

軽減なし世帯(5割軽減) 13,500 円、2割軽減世帯(6割軽減) 10,800 円、

5割軽減世帯(7.5割軽減) 6,750 円、7割軽減世帯(8.5割軽減) 4,050 円

なお、年度途中で資格の異動があった場合、上記金額と異なる場合があります。

※注1 国保税は世帯の前年中の所得により、均等割額、平等割額の7割、5割、2割を軽減しています(所得の未申告者は軽減の対象になりません。)

※注2 未就学児については、令和8年度国保税は上記(注1)と合わせて、均等割額の5割を軽減して課税しています。本給付金は国制度による軽減後の自己負担相当額を支給します。

※注3 令和7年度以前の国保税を滞納されている世帯への支給は対象とならない場合があります。

※注4 対象被保険者が令和8年6月30 日以前に遡って国保資格を喪失した場合、または7月1日に国保に加入され、7月31日までの間に国保資格を喪失された場合(遡って喪失された場合も含みます。)は、本支援給付金の支給対象外となります(対象外となった場合、返金いただくことになります。)

※R8税額による参考例

例1: 市国保に加入している軽減なし世帯で、対象被保険者が2人の世帯

13,500 円×2人=27,000 円

例2: 市国保に加入している2割軽減世帯で、対象被保険者が2人の世帯

10,800 円×2人=21,600 円

○支援給付金の申請方法

オンライン申請、郵送、窓口のいずれかの方法で申請してください。

(窓口混雑防止等のため、可能な限りオンライン申請または郵送をお願いします。)

- ・オンライン申請は以下の QR コードから申請してください。※「QR コード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。
- ・受け取りを希望されない場合は、「辞退届」を提出してください(表面「※注4」の場合など。)

1 給付金の振り込みを、**国保税を口座振替で納付している口座**へ希望する世帯

※本人確認書類(運転免許証等)をご準備ください。

オンライン申請はこちら



2 給付金の振り込みを、**国保税を口座振替以外の口座**へ希望する世帯、または国保税を納付書等で納付している世帯

※本人確認書類(運転免許証等)と振込先が確認できる書類(通帳またはキャッシュカード)をご準備ください。

オンライン申請はこちら



○申請に必要な書類(郵送、窓口申請の場合)

- 1 志布志市国民健康保険子育て世帯支援給付金申請書(請求書)(様式第1号)
- 2 振込先が確認できる書類(通帳の見開き部分の写し(コピー)またはキャッシュカードの写し(コピー))

※給付金の振り込みを、**国保税を口座振替で納付している口座**へ希望する世帯以外の場合

※申請に際し、返信用封筒を希望する場合、下記までご連絡ください。

○申請期限

令和9年2月1日(月曜日)郵送の場合は当日消印有効

郵送で手続きする場合の送付先・お問合せ先

〒899-7192 志布志市志布志町志布志二丁目1番1号

志布志市役所 健康長寿課 健康増進グループ

電話 099-472-1111(代表) 内線 250・254

e-mail:kenkouzoushin1@city.shibushi.lg.jp

